

対象地域を**市内全域**に拡大しました！

新規出店ノススメ！

最大50万円 新規出店促進事業補助金

飯能市では、中心市街地及び市内全域の魅力を創造していくため、対象区域を拡大し、さらに出店しやすい制度に拡充しました！

対象地域 市内全域

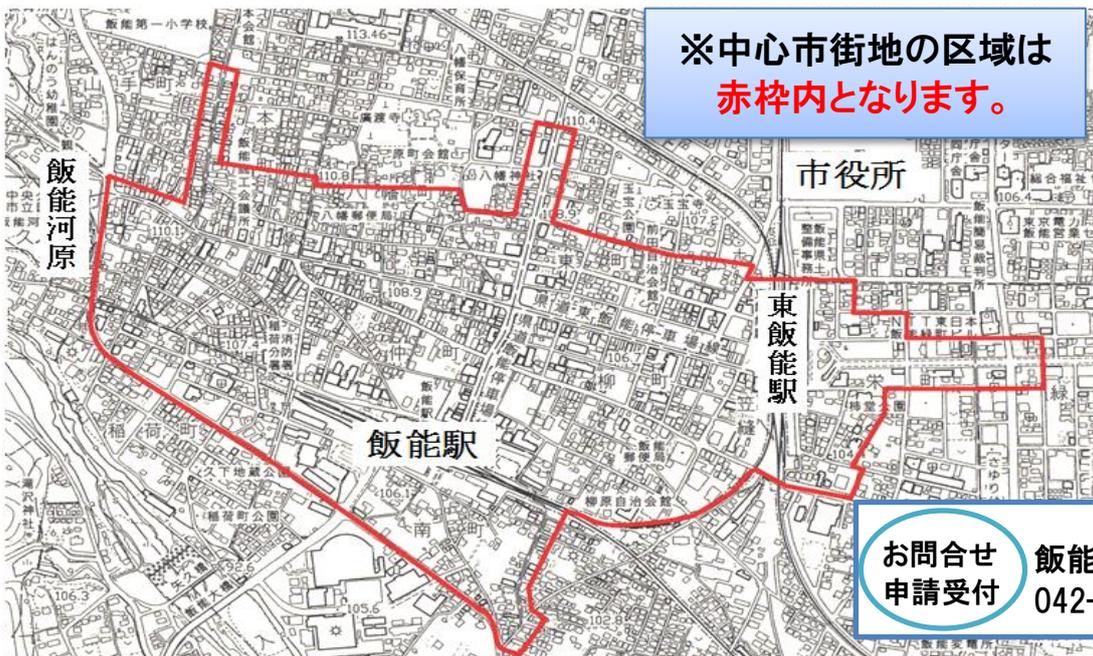
対象工事 本市への出店に係る店舗の新築や改修等、新規出店に係る工事で20万円(消費税除く)以上のもの

対象者 ・申請者の行う業種が小売業・飲食業・サービス業のいずれかであること。
(補助金の趣旨から、一部の業種は対象にならない場合があります。)
・市税を完納していること。

補助額 補助対象費の**10%**(上限については下表のとおり)



対象区域	上限金額	
	市内在住	市外在住
中心市街地内	50万円	30万円
中心市街地外	30万円	10万円



お問合せ 申請受付 飯能市産業環境部産業振興課
042-986-5083 (直通)

飯能市新規出店補助金概要

○対象業種

小売業、飲食業、サービス業、その他市長が適当と認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、宗教活動を伴う営業及び宗教団体が関わる営業、大規模小売店舗及び大規模小売店舗内において営業を開始する者は対象外）

○対象工事費

- ・ 20万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上の工事であること。
 - ・ 工事の内容が次のいずれかに該当するものであること。
 - （ア）建物の新築・増築又は内装の改修
 - （イ）屋根や外壁の塗装・補修
 - （ウ）厨房、トイレ等の改良
 - （エ）看板の設置
 - （オ）その他市長が適当と認めるもの
- ※以下については**対象外**となります。

- ・ 申請後の追加工事
- ・ 備品の取得
- ・ 外構工事等



○申請受付について

対象工事の**着工前**に申請書を提出してください。
※**着工後や改装済みの場合は、補助の対象となりません。**

○必要書類

申請時

- （1）交付申請書
- （2）工事請負契約書又は見積書の写し
- （3）店舗の建物平面図
- （4）工事施工前の写真
- （5）納税証明書

工事完了後

- （1）実績報告書
- （2）工事に係る領収書及び内訳書の写し
- （3）工事施工後の写真

補助金申請の流れ

①市へ補助金申請の事前相談



②**着工前**に市へ交付申請書を提出



交付決定通知受領後、
工事着工

③工事完了後に市へ実績報告書を提出



交付確定通知受領

④市へ請求書を提出



⑤補助金交付（手続き完了）

お問い合わせ・申請受付

飯能市役所 産業振興課

TEL:042-986-5083

Email : sangyo@city.hanno.lg.jp